只見町学校給食センター調理業務等委託

プロポーザル募集要領

令和６年８月

只　見　町

目次

１．委託の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

２．目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３．委託業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

４．業務委託実施施設および業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

５．委託期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

６．募集要領の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

７．応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

８．スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

９．募集説明、施設見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

10．質問書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

11．応募申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

12．失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

13．審査及び審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

〇様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

〇仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

〇施設平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

※施設平面図は説明会の際に会場にて配布いたします。

１．委託の趣旨

学校の給食は、学校給食摂取基準をもとに適切な栄養を摂取し、安全安心な学校給食を安定的に提供するためアレルギーへの配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質の確保を図らなければなりません。また、ふくしまっ子食育指針においては、「食べる力、感謝の心、郷土愛」を目標にしており、地場産物を積極的に活用し地域の特色を生かした学校給食の提供と食育の推進に取り組む必要があります。

２．目的

この要領は、只見町学校給食センターにおける給食調理業務、それに付帯する事務及び給食の配送業務の民間委託について、安全でおいしい学校給食を安定的に提供するため業務実施体制や衛生管理等、様々な視点から総合的に評価する公募型プロポーザル方式により参加事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的としています。

３．委託業務名

只見町学校給食センター調理等業務委託

４．業務委託実施施設および業務概要

（１）業務委託実施施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務等 | 施設の名称 | 住所 |
| 調理 | 只見町学校給食センター | 福島県南会津郡只見町大字黒谷字上野323番地 |
| 配送先 | 只見町立只見小学校 | 福島県南会津郡只見町大字只見字上ノ原1735番地の１ |
| 只見町立朝日小学校 | 福島県南会津郡只見町大字黒谷字九日田230番地の１ |
| 只見町立明和小学校 | 福島県南会津郡只見町大字小林字上照岡1336番地 |
| 只見町立只見中学校 | 福島県南会津郡只見町大字黒谷字上野300番地 |

|  |  |
| --- | --- |
| 共同調理場規模 | 面積445.5㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造、一部二階建 |
| 建築年月日 | 平成12年３月 |
| 厨房設備 | ピーラー、回転釜、ティルティングパン、スチームコンベクションオーブン、フライヤー、ブラストチラー、電磁調理器、包丁まな板殺菌庫、器具消毒保管機、食器・食缶洗浄機、食器・食缶消毒保管機、プレハブ冷凍冷蔵庫、パススルー冷蔵・冷凍庫、検食用冷凍庫、カートイン冷蔵庫、コールドワゴン、ホットワゴン　等 |
| 調理食数 | １日300食程度 |

（２）委託施設概要

（３）業務内容「只見町学校給食センター調理業務等業務委託仕様書」のとおり

５．委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで（１年間）

ただし、業務期間満了の日の９か月前までに双方いずれかから文書をもって本業務を終了

する旨の通知がない時は、業務期間満了の日の翌日から１年間業務を更新するものとし、以後この例によるものとします。ただし、契約の期間は最長で３年間とし、令和10年３月31日までとします。

６．募集要領の交付及び担当窓口

交付期間：令和６年８月19日（月）から令和６年８月30日(金)まで

土・日・祝日を除く各日の午前10時から午後５時まで

　　　募集要領の交付を含む本委託業務に関する担当窓口（問い合わせ先）

〒968-0421

福島県南会津郡只見町大字只見字町下2591-30

只見町教育委員会子ども未来係

TEL：0241-82-5320　FAX : 0241-82-2337

Ｅ‐mail:kodomo@town.tadami.lg.jp

７．応募資格

プロポーザルの応募資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていることとします。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は契約をしないことができるものとします。

（１）法人格を有し、委託業務を円滑に処理できるよう、安定かつ健全な財政能力を有していること。

（２）児童福祉法（昭和22年法律第164）に基づく保育所、認定こども園の給食調理業務の実績を３年以上有していること、または学校給食調理業務の実績を３年以上有していること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。

（５）法人に次に該当する者がいないこと。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。

②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団をいう)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。

（６）国税及び地方税に滞納がないこと。

（７）食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して２年を経過していない法人でないこと。

（８）過去３年以内に、受託した保育所、認定こども園又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていないこと。

（９）食育に関する指導体制、社員の教育、安全、衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制を確立させていること。

（10）委託契約の締結時に（１）に掲げる要件を満たす履行保証人の確保及び代行保証制度に加入していること。

８．スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日 程 |
| 募集の公表：委託業務募集通知の郵送 | 令和６年８月16日（金）～ |
| 提出要領書類の配布 | 令和６年８月19日（月）～23日（金） |
| 募集説明会申込期限（様式１） | 令和６年８月30日（金） |
| 募集説明会 | 令和６年９月４日（水） |
| 施設見学会申込期限（様式２） | 令和６年９月６日（金） |
| 施設見学会 | 令和６年９月19日（木） |
| 質問書提出期限（様式３） | 令和６年９月27日（金） |
| 質問書への回答期限 | 令和６年10月11日（金） |
| 応募申請書等の提出期限（様式４～８）  プレゼンテーション資料（自由様式） | 令和６年10月18日（金） |
| 選定委員会（プレゼンテーション） | 令和６年11月上旬 |
| 結果通知送付 | 令和６年11月中旬 |
| 業務委託開始 | 令和７年４月１日（火） |

９．募集説明、施設見学会

給食調理業務等委託プロポーザルに応募申請する事業者は、必ず募集説明会及び施設見学会に参加していただくこととし、以下の書類により事前にお申込みください。

（１）募集説明会

・日時：令和６年９月４日(水) 午後２時

・会場:只見公民館　学習室２

・提出方法：持参または郵送

・提出書類:「募集説明会申込書（様式１）」

・提出期限:令和６年８月30日（金）午後５時まで

（２） 施設見学会

・日時：令和６年９月19日(木) 午後４時

・持参物:白衣、マスク、帽子、履物（調理室内用）

・その他：現地への移動は、各社で対応をお願いします。

　　・感染症予防のため、消毒等にご協力ください。

・提出方法：持参または郵送

・提出書類：施設見学会申込書（様式２）及び細菌検査の写し（直近１ヶ月以内）

・提出期限：令６年９月６日（金）午後５時まで

（３）その他

・受付完了について電話にて連絡いたしますが、９月17日（火）までに連絡がない場合は、照会をお願いします。

・募集説明会参加及び施設見学会は、１団体につき２名までとします。

10．質問書の提出

プロポーザル応募申請関連書類の作成にあたり質問がある場合、質問書に質問内容を記入し、提出してください。なお、質問書については電話や来訪による口頭での質疑や期限を過ぎた質問は受け付けません。

・提出方法:電子メールまたはＦＡＸ

　※受付状況について必ず電話にて確認していただきますよう、お願いします。

・提出書類:質問書(様式３)

・提出期間:令和６年９月27日（金）

　　・提出先：只見町教育委員会

・回答方法:令和６年９月30日（月）～10月11日(金)午後５時まで

期間内に寄せられた質問については、後日、ＦＡＸまたは電子メールにより回答します。

なお、応募者全員に周知すべき内容と町が判断した場合は、全応募者に対し周知する場合もありますのでご了承ください。

11．応募申請書（兼応募資格審査申請書）の提出

（１）受付期間：令和６年10月15日（火）～10月18日（金）午後５時まで期限厳守

（２）受付場所：只見町教育委員会

（３）提出方法：持参または郵送とします。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期間内に到着したものに限り受付けを行います。

（４）応募に関する提出書類

①応募申請書（兼応募資格審査申請書）（様式４）※応募申請書に添付する書類あり

②誓約書 （様式５）

③見積書 （様式６）

④会社概要 （様式７-１・７-２・７-３）

⑤提案書等 （様式８-１～８-７及びプレゼンテーション資料）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 項　　　目 |
| 学校給食への理解  (８-２)  ） | □会社の方針と強み  □安全で安心な給食の提供に関する考え方について  □食育についての考え方  □学校給食センターとの連携について  □学校行事等への対応について  □衛生管理  □調理技術 |
| 人員配置・人材育成  (８-３ ８-４)  ） | □予定している業務責任者・副責任者の配置について  □業務責任者及び副責任者以外の人員配置について  □勤務時間と勤務形態  □人員確保  □研修、人材育成  □支援体制  □巡回指導体制  □円滑な引継ぎ |
| 個別対応  (８-５)  ） | □食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応  □さまざまな配慮食への対応  □個別対応食での事故防止策の具体的内容 |
| 事故対応  (８-７)  ）  (８-６)  ） | □過去３年間の異物混入、食物アレルギー事故の件数及びその内容  □異物混入や食物アレルギー事故発生時の対応や改善策  □履行保証人の確保や代行保証制度への加入について  □団体生産物賠償責任（食中毒）保険への加入について  □緊急災害時の対応 |
| その他 | □　受託業者としての抱負、独自の提案等 |
| ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ資料 | * 自由様式 |

（５）応募書類の提出部数：正本１部、副本６部　合計７部

（６）応募に際しての留意事項

・Ａ４版縦型のフラットファイルなどで１部ずつ綴ったものを提出してください。

・原則として、正本は両面コピーを不可とします。なお、副本は両面コピーを可とし

ますが、提出書類の種類毎としてください。

・正本、副本それぞれに、応募者名を記載した表紙及び背表紙を付け、提出してくだ

さい。

・応募書類は、理由の如何に関わらず、返却いたしません。

・町が必要と認める時は、追加書類の提出を求めることがあります。

・応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。やむを得ない理由等

により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消

すことがありますが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求す

ることはできません。

・町が提供する資料は、本選考以外の目的での使用を禁止します。

・応募書類提出後に辞退をする場合は、書面（様式９）により申し出るものとします。

・参加事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作

成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属します。

・第１次審査結果通知用の封筒（宛先を記入、切手を貼付したもの）を併せて提出し

てください。

12．失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

・募集要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合

・提出書類に虚偽の記載がされている場合

・提出書類及び提出の方法が本募集要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合

・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

・正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合

・公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

13．審査及び審査結果の通知

事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、「只見町学校給食センター給食調理等業務委託業者選定委員会」が定める項目・基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定します。

1. 提出された応募申請書等により、企画提案内容を公平かつ客観的に評価した書類審査

及びプレゼンテーションにより審査を行います。

　 ・プレゼンテーションは約30分間（うち約10分～15分は質疑応答時間）とします。

・プレゼンテーションの出席者は３名以内とし、エリアマネージャー等学校給食センター担当責任者を必ず含めてください。

・パソコン等を使用する場合は、各自準備をお願いします。

（プロジェクター・スクリーンは町で用意します）

1. 選定委員会の審査結果に基づき町長が優先交渉権者を決定します。
2. 落選した事業者の提出書類は一切公表いたしません。
3. 優先交渉権者が、業務委託契約を締結しない場合は、高得点の参加事業者から順に契

約交渉を行い、合意に達した参加事業者と業務委託契約を締結します。

1. 契約に当たっては仕様書の内容を整えるなど必要な調整を行い、見積書を改めて徴集

し、随意契約により契約を締結します。